

令和2年第1回定例会の議案および賛否

提案区分	議案	審議結果	八木亮三	松林敏	西田健	浦川圭一	中村美穂	安部都	内村博法	安藤克彦	金子恵	岩永政則	堤理志	河野龍二	吉岡清彦	竹中悟	西岡克之	山口憲一郎	
執行機関	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	長与町認可地縁団体印鑑条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	長与町犯罪被害者等の支援に関する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	長与町立児童館条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	町道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度長与町一般会計補正予算（第4号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和2年度長与町一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▼	▼	○	○	○	※
	令和2年度長与町駐車場事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▼	▼	○	○	○	※
	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▼	▼	○	○	○	※
	令和2年度長与町介護保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▼	▼	○	○	○	※
	令和2年度長与町水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和2年度長与町下水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	人権擁護委員の推薦について	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	人権擁護委員の推薦について	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	人権擁護委員の推薦について	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	議会議案	長与町議会議規則の一部を改正する規則	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
		長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※

(○)賛成 (▼)反対 (■)棄権 (◆)除斥 (一)欠席

※ 議長は採決に加わらないため「※」で表示

■ 棄権とは、議員自らの意思により表決に参加しないこと。

◆ 除斥とは、議員は直接の利害関係のある事件について、

その議事に参与することができないこと。(地方自治法第117条)